身体的拘束等適正化のための指針

特別養護老人ホーム　さくら苑

■施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

「私達は身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行わなければならない」

「私達は身体的拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指して実績を蓄積しなければならない」

「私達は自信を持って提供できるサービスを目指し、組織をあげて身体的拘束廃止に取り組まなければならない」

① 身体的拘束は廃止すべきものである。
② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
③ 安易に「やむを得ない」で身体的拘束を行わない
④ 身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである
⑤ 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
⑥ 創意工夫を忘れない
⑦ 利用者の人権を一番に考慮すること
⑧ 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと
⑨ 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること
⑩ やむを得ない場合、ご利用者・ご家族に対する十分な説明を持って身体的拘束を行うこと
⑪ 身体的拘束を行った場合、常に廃止をする努力を怠らないこと
（常に「０」を目指すこと）

■身体的拘束適正化検討委員会に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的として、「身体的拘束等適正化検討委員会」を設置する

身体的拘束等適正化検討委員会の構成

- **施設長**
- **介護支援専門員**
- **生活相談員**
- **介護職員**
- **看護職員**
- **栄養士**
- **その他、施設長が必要と認める者**

身体的拘束等適正化検討委員会は３カ月に１回以上開催し、次のことを検討する。

（１）高齢者虐待・身体的拘束等に関する規定及びマニュアルの見直し

（２）発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行わているかを確認する。

（３）虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる

（４）教育研修の企画・実施

（５）日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているか検討する

■身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

・新人採用時には、身体的拘束の研修を必ず実施する。「新人研修プログラム」において実施する。

・毎年４月に職員研修会予定表を作成し、年間２回の身体的拘束等に関する教育を行う。

■施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

身体的拘束等の具体例

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」であり、次のような行為が具体例として挙げられる。

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- **移動の制限**
  - 一人歩きしないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
  - 転落を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
  - 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- **医療処置を理由とする拘束**
  - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
  - 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- **座位・立位の制限**
  - 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
  - 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- **衣服による制限**
  - 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- **他社への影響を理由とした制限**
  - 他利用者への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- **薬物による行動の制限**
  - 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- **隔離**
  - 自分の意志で開くことが出来ない居室等に隔離する。

身体的拘束等の弊害

身体拘束等は、利用者の身体・精神・社会的な側面に深刻な影響を及ぼす。主な弊害は以下のとおりである。

- **身体的な影響：**筋力低下、関節拘縮、褥瘡、誤嚥のリスク増加
- **精神的な影響：**強い不安感、抑うつ、認知症の進行
- **社会的な影響：**利用者・家族の不信感増加、介護の質の低下

身体的拘束等の原則禁止

身体拘束等は、利用者の尊厳を害し、自立を阻害するなどの重大な弊害をもたらすため、原則として行わない。

職員の業務の都合や介護の効率化を目的とした身体拘束等は、いかなる場合も認められない。

代替手段の検討

身体拘束等をやむを得ず行う前に、まず代替手段を検討し、拘束を回避する方法を最大限追及する必要がある。

多職種間でのアセスメントや外部専門家との連携を通じて、利用者の行動の背景を探り、可能な限り拘束を回避するケア方法を追求する。

例外的に身体拘束等を行った場合でも、その解除に向けた創意工夫を継続し、拘束を必要としない環境の実現を目指す。

身体的拘束等を行わずにケアを行うために（３つの原則）

１．身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

２．５つの基本ケアを徹底する

５つの基本ケア

以下の５つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況を作らないようにすることが重要である。

①　起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは、仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは、人間らしさを追求する第一歩である。

②　食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③　排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時の交換が重要である。おむつに排せつ物が付いたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

④　清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜間眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤　活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉による良い刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

３．「言葉による拘束」にも配慮をする必要がある。

※身体的拘束廃止フローチャート参照

■身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の３つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

１．３つの要件を全て満たすことが必要

以下の３つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束等適正化検討委員会」で検討、確認し記録しておく。

切迫性　利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

* 「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険に去られる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性　身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

* 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性　身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

* 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

２．手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に３つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

（１）「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、施設長・ケアマネ・介護職員・看護職員・生活相談員の合意のもとに行う。
「身体的拘束当適正化検討委員会」において議題として上げ協議を行う。
基本的に個人的判断で行わないこと。

（２）利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明はケアマネ・看護主任及び介護主任もしくはそれに準ずるもので行う。仮に事前に身体的拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

（３）緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

３．身体的拘束等に関する記録が義務付けられている

（１）緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（２）具体的な記録は「身体的拘束等に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧して頂けるようにする。

■入所者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、ご利用者及びご家族が閲覧できるようにホームページに掲載します。

■その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む必要がある。

・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。

・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。

・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。

・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。

・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

身体的拘束廃止　フローチャート

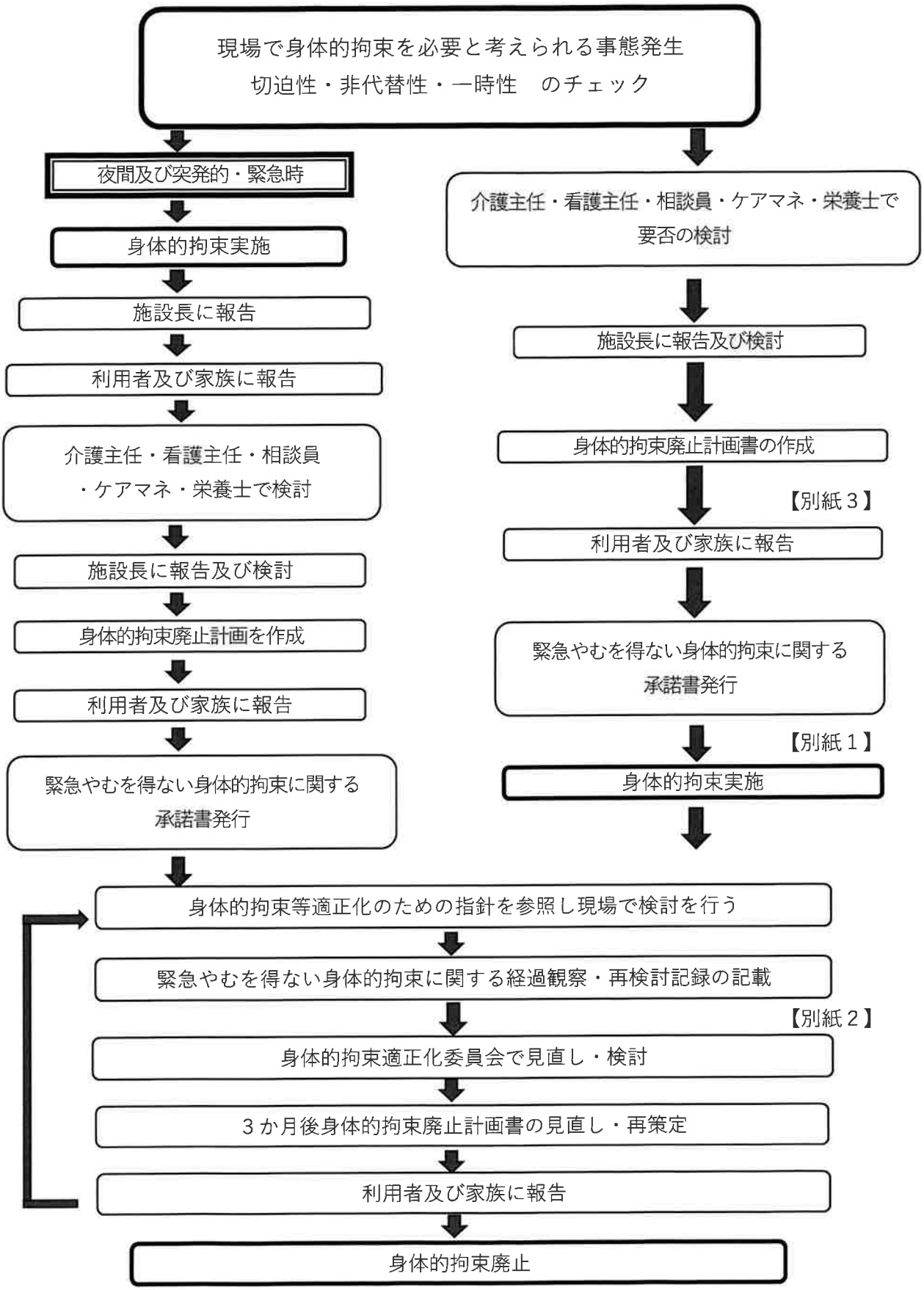

附則この規定は、平成３１年４月１日から施行する

令和２年４月１日更新

令和５年４月１日更新

令和７年４月１日更新

【別紙１】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

１．あなたの状態が下記のＡＢＣをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。

２．ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束致します。

記

Ａ　利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 Ｂ　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法がない。 Ｃ　身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法（場所、行為、（部位、内容））	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月　日　時から 月　日　時まで

上記のとおり実施をいたします。

施設名

代表者　　印

記録者　　印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認致しました。

令和

氏名　　印

（続柄　　）

身体拘束廃止計画書

利用者様
氏　　名　　（　男・女　）　　生年月日（M・T・S）　　年　月　日

計 画 年 月 日　　作成者名　　㊞

利用者様の状態

□ 切迫性　□ 非代替性　□ 一時性　（ □ 有　□ 無 ）

想定される原因

具体的対応策

具体的スケジュール

備考

施設長	相談員	主任	医務	栄養	委員長	ケース担当